

## 日韓国交正常化の際のヒトと法人の請求権

— 分離に伴う企業清算を中心に —

浅野豊美

第二次大戦後の賠償問題についての研究は、講和条約締結期に一定の成果が示されたものの、現実には「寛大な賠償」が実現し「戦後」日本の高度成長が確実なものとなったことから、一般の関心からはずれてしまう傾向があった。ゆえに、その研究も東南アジアを対象とした賠償政策を中心に展開され、専ら実際の経済協力の規模や内容についてのみ考察される傾向があった<sup>1</sup>。しかし、賠償問題は、戦後の経済協力や日本の経済復興という文脈に矮小化されない側面を有する。それが、この小論を著すに至った前提である。賠償問題は、戦前の帝國的経済秩序をいかに解体し地域的統合へと組み替えていくのかという、帝国秩序から地域秩序への再編のあり方が掛かっていた問題であったと考えられるのである。

こうした帝国から地域へという秩序再編構想は、実はアメリカを中心とする連合国が、地域的レベルで旧日本帝国を解体し分割していった際の占領計画に由来する。さまざまな可能性をはらんだ第二次大戦後の東アジアにおける地域形成の手段として、賠償政策が展開したことに十分な光が当てられないまま、賠償問題は戦後史的文脈の中で援助外交の起源という位置付けのみを与えられてきたと考えられる。戦後史において大きな争点となったのは米軍基地や沖縄返還という安全保障問題であったが、それらに従属しつつ、経済協力問題と重ね合わされながら、賠償問題は国交正常化交渉の中にひっそりと小さな位置を与えられてきたといえよう<sup>2</sup>。

しかし、今日、アジア諸国における民主化の進展と、国境を超えた市民意識の高まりは、長く忘れ去られてきたさまざまな戦争「被害者」への償いのあり方と、それがなぜ行われてこなかったのかという歴史的問題を、民族的感情が衝突する問題として政治化させている。賠償問題それ自体をめぐる政治と経済のダイナミクスと法的論理を、今こそ解き明かすべき時である。

本稿は、まず、アメリカと戦後日本との間で講和条約が締結されたことを焦点とし、アメリカが財産と戦争被害を相殺するという枠組み、つまり、アメリカ側が戦費、物的人的被害、直接占領経費、その他戦争に由来する請求権を放棄する代わりに、日本政府と日本国民（法人を含む）がアメリカにおいて有していた在外私有財産の没収を承認するという法的枠組みについて分析する。

次に、そうした枠組みを意識しながら展開された、戦後日本と韓国の政府間交渉において、「請求権交渉」の複雑な位相を示す外務省資料をとりあげ、戦前の帝国の時代における企業と個人の「私有」財産についての法的解釈をめぐる紛争に焦点を当て、資料紹介を行いたい。

### 1. サンフランシスコ講和条約における賠償枠組みと在外財産

連合国による第二次大戦後の賠償政策の中心に置かれたのは、連合国、中立国、そして

本土から分離される周辺地域、以上の三つの地域に存在した枢軸国の在外財産であった。その在外財産は、アメリカによって国有・公有・私有に分類されて統計処理される一方、私有財産を含めたすべての在外資産は、賠償の一環として接収・清算され、最終的には連合国の間で取り決められる一定の割合に基づいて各国に振り分けられ、各国が自国民の戦争被害補償を行うという方式が、第二次大戦後の賠償政策の基本とされた<sup>3</sup>。

連合国との間での賠償に関する取り決めの中心となったのは、サンフランシスコ講和条約第一四条であった。この規定は日本（以下、単純に使用する場合には日本国と日本国民の双方を含む、連合国側においても同じ）の賠償義務や方法を規定した a 項と、連合国側の請求権、すなわち「すべての賠償請求権」（財産の破損やヒトの死亡に由来する賠償）、戦争遂行中に日本側でとられた行動に由来する「他の請求権」（軍票支払い等）、ならびに「占領の直接軍事費」に関する請求権に関して、それらを全て放棄した b 項に分けられていた。

さらに、a 項の日本の賠償義務規定は、二つの節からなっていた。第一節では、日本国が各連合国との間で役務と生産物による賠償協定を二国間で結ぶ義務を規定し、第二節では、日本の在外財産をもって賠償にあてることが規定された。これにより、各連合国に所在し、その「管轄の下」にあるすべての日本の「財産、権利及び利益」を、「差し押さえ、留置し、清算し」「処分する権利」が連合国に与えられた。さらに、第二節には、「処分」されるべき財産の定義（ ）、処分から除外される例外的財産項目（ ）、その例外的財産に関する清算代金の返還方式（ ）、清算にあたっての準拠法（ ）が規定されていた。

連合国所在の在外財産処分の効力を日本が承認し（a 項）、その代わりに連合国側が戦争に関連する一切の請求権を放棄する（b 項）という大枠を定めた規定こそ、この一四条で

あったといえる。しかし、それには a 項、b 項、それぞれに例外があった。まず、連合国側の b 項の例外は、日本の戦前債務（一八条）、略奪財産と工業所有権（一五条）、捕虜への補償に充てられた中立国所在日本財産（一六条）であった。一方、a 項の例外は、前述した一四条（a）2（ ）に規定された、連合国における外交館施設と外交官私有財産（ii）、ならびに宗教・慈善団体財産（iii）であった。その清算代金等の返還は一四条（a）2（ ）で定められた。

連合国所在の日本の在外私有財産一般ではなく、外交機関と宗教団体財産が例外とされたこと、および、賠償義務との相殺を条件にその他の在外私有財産処分に日本政府が同意したことが重要である。つまり、日本国民の私有財産を日本政府が勝手に賠償にあてるのではなく、相手国政府による日本国民の私有財産に対する措置に対して、日本政府は異議を唱えないという形式が取られた。一九五一年一月二八日に講和条約締結交渉過程で外務省が作成した日本側の意見では、「連合国中現実に日本と戦闘行為に入った諸国にある日本の在外資産は、これを当該国において日本に対する請求権の範囲内で処分されることに、賠償が打ち切りとなることを前提として、異議を言い得る立場にはない。しかし私有財産については、できれば特別な考慮を払われることを懇請したい」とされていた<sup>4</sup>。

こうした在外財産と賠償との実質的相殺という枠組みにより、連合国に所在した日本人の私有財産は接収された。例を挙げれば、アメリカのカリフォルニア州等で日本国籍を有した日系一世が、戦時中に収容所に入った際に没収された私有財産や、戦争前に凍結された日本の大手商社等の在米資産は、もはや権利としては返還されないこととなった<sup>5</sup>。

第二の例外は、一四条（a）2（ ）v の規定であった。これにより、連合国に対する「日本国若しくは日本国民の債務」と、「日本国に所在する有体財産に関する権利、権原若

しくは利益またはこれらについての証書」で日本の「債務」を構成していたものは、在外財産処分にもかかわらず、帳消しとならなかった。つまり、連合国に所在した日本企業がその在外私有財産を担保に現地の銀行から借入金を借りて事業をしていた場合には、当該財産が没収されても借金は残り、さらに日本本土に所在する本社の有体財産に対しても、その負債の分だけ連合国側の請求権が及んでくる可能性があった。

こうした類似の現象が、日韓交渉の展開において朝鮮法域<sup>6</sup>に帰属する法人の在日財産への請求権問題として浮上することとなる。

以上のようなサンフランシスコ講和条約における賠償枠組みは、日本側が連合国と中立国に所在した日本財産の「処分」を認め、その代わりに連合国側も日本への戦争に由来する請求権を放棄するという「相殺」を基本とした。その上で、いくつかの例外を認め、対日債務を根拠として在日財産への遡及や、生産物と役務に限った賠償に関する二国間協定締結を認めたものといえよう。

しかし、日本から講和条約第二条で分離される地域については、当該地域を管轄する当局と日本政府との間で、二国間協定に当たる「特別取極」を締結すべきことが、講和条約第四条 a 項に定められたのみであった。つまり、第一四条 (a) 1 が規定した、在外財産以外の役務と生産物に依拠した二国間協定を膨らませたものこそ、第四条であったと位置付けることができる。その一方、連合国には第一四条によって私有財産接収が認められたが、分離地域との間での特別取極に一四条の規定は準用されなかった。

第四条は、第二条によって日本から分離される地域を対象に、特別取極を日本が現地当局と締結するという手続きを規定した a 項と、アメリカ軍政による財産処分の効力の承認を定めた b 項に分けられる。a 項では、分離地域に所在する日本の在外財産と施政当局に対する日本側の請求権（債権を含む）、並

びに、「日本国におけるこれらの当局及び住民の財産」と日本「に対するこれらの当局及び住民の請求権（債権を含む）」について、その双方を処理するために「特別取極」を締結することとされ、それが在日朝鮮系財産に対する韓国の請求権主張を正当化することとなった。しかし、日本もこれを根拠に在韓日本人私有財産処分が、アメリカの軍政令三十三号（本稿 80p 資料 2 中の「二」部分を参照）で行われたことを違法とし、それに由来する利益への請求を行うこととなっていく。

また、b 項では、「日本国は、第二条及び第三条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する」とされ、南朝鮮と旧南洋群島、そして沖縄と小笠原において、私有財産の払い下げ、もしくは基地への転用という形でアメリカ軍政当局が行った「処理の効力」が承認された。注目すべきは、第三条地域である沖縄・小笠原での財産処理効力は、第四条 a 項の特別取極の対象とならず、同 b 項で処理効力の受諾が規定されていただけであったこと、および、その一方で第二条地域については、特別取極を締結するという手続きが、この第四条 a 項で示されていたことである。

また、a 項での特別取極という手続きと b 項での財産処分の効力承認は、関係があるとの解釈をアメリカは両国に伝えていたが、どのような関係かは日韓同士の交渉に委ねられていた。アメリカは、一九五二年四月二九日の講和条約発効に合わせて、駐米韓国大使に書簡を送り、在韓日本財産が軍政当局によって没収処分を受けたため日本側はその請求を行い得ないが、第四条の a 項にある特別協定を締結するにあたり、b 項で認定された財産処分の効果は特別協定の内容と「関連性がある」との解釈を送っていた<sup>7</sup>。つまり、相殺もその一つの選択肢であるという立場を表明していたといえる。こうした立場は、一九五七年一月三十一日の第四次会談再開に関す

る日韓合意に際し、アメリカが日韓両政府に送った同月七日の覚書でも繰り返された<sup>9</sup>。韓国の李承晩大統領は、こうした枠組に強く反発し、アメリカが日本に加担しているとみていた。しかし、日本側もアメリカの立場を無条件に受け入れていたわけではなく、アメリカ占領軍による財産処理の「効力」は国際法の一般原則の枠内でしかないという立場に基いて、処分に由来する代金の請求を行い、それが日韓関係をますます混乱させていくことになる。その混乱の一端は、本雑誌に掲載されている李東俊論文による船舶問題をめぐると日韓交渉にも伺うことができるであろう。

本稿において以下に掲げる資料は、こうした賠償をめぐる作成された講和条約枠組みと、日韓の請求権交渉が、重なり合いながらも独自の交渉を遂げて展開していくダイナミクスが秘められた資料である。最初に、資料1として在韓日本財産問題、韓国から日本に送金された代金、在日朝鮮系企業支所（日本人株主が多いにもかかわらず、朝鮮に本店を置いた企業の日本支店）に関する日韓交渉の白熱した議事次第を掲げ、次に、資料2として日本外務省内部で展開された、問題整理のための内部資料を掲げる（〔 〕一は著書の注）。

#### 資料1

「日韓会談 第4回請求権委員会議事録」

〔「廣田課長」起案〕<sup>9</sup>

#### 一、日時及び場所

昭和二十七年三月三日（月）午前十時十五分 十一時五十五分

外務省、四一九号室

#### 二、出席者

石田理財局長、後宮課長欠席。その他の双方委員全員出席。

#### 三、議事

大野代表より、本日の議事に入るに先立って、参考資料を差上げる、と云って、在外会社関係法令集（五部 原文、以下同様）を提

出し、ついで、前回に引続き、韓国側提案第三項以下の細目について質疑を行う、と発言があり、質疑に入った。

上田代表は、第三項について、[戦後の送金問題についての] 技術的な点について質問したい、と述べ、「付替」「送金」とあるが、金融機関のみによるものであるか、と訊ね、これに対し、

李（相徳）代表は、郵便局によるものも入る、と答え、

上田代表は、考え方としては、郵便関係のものは第二項に入るのではないかと訊ねたが、

洪代表は、性質から云うと第二項であるが、（一九四五年）八月九日以後の分である、と答えた。

上田代表は、依頼者と取扱の主体とについては如何考えておられるか、日本の金融機関の支店全部を含むか、と訊ね、

李代表は、日本店と、日本各地の金融機関とを考えていると答えた。

上田代表は、日本店の支店も入るかと訊ね、

李代表は、それも含む、と答えた。

上田代表は、各個人の手へ渡ったものは、取上げて返還するという趣旨であるか、と訊ねたところ、

李代表及び洪代表は、それは、日本側の国内の問題である、と答え、

上田代表は、そういうものは、国が代って取立てても返還すべきであるという趣旨であるか、と訊ね、

洪代表は、そうである、と答えた。

上田代表は、日本の支店がやったことについて考えていると云えば、日本人が、帝国銀行の在韓支店に預入れたものは、日本に送金され、日本の帝国銀行が、払出して置っていると考えられるが、資金の移動の分をも返還せよ、という理論か、と訊ね、

李代表は、理論的根拠としては、資金の移動が法令三十三号で禁止され、日本人個人が持っている金もヴェストされたのに、それを動かした、という点にある、と述べ、

上田代表は、質問の趣旨を更に説明して、帝国銀行は内地の本店が自分の資金から支払っているもので、内地の、自己の財産を崩した、ということにしかならないが、その分も日本の負担において返還せよ、ということになるか、と訊ね、これに対し、

洪代表は、為替上の負担となるだらう、と答え、

林代表は、八月九日現在で計算するのである、と述べ、

上田代表は、更に、支店から本店に対し請求することは無いと思うが、貴方の根拠は如何と訊ね、

李代表は、法令第三十三号が根拠であると、と、答えた。

上田代表は、朝鮮銀行の様な場合と、一般銀行等の場合は違うと思う、と述べ、

洪代表は、それは違うが、我々の方の具体的な数字に一般銀行の場合、その分が入っているかどうかは、具体的な数字を明かにするときにお分りになると思う、と述べた。

上田代表は、第四項について、韓国側が出されたりリストに載っている会社等に対して、現在、如何なる措置がとられているか、これらの店の中、日本人がマジョリティーを持っていた場合の株主権について、どう措置されたか、を訊ね、

洪代表は、先般説明したように、朝鮮郵船という会社があるが、その会社の日本人所有の株が、全体の十%であっても、或は九十%であっても、措置は同じであって、要するに、或る会社の日本人、株式が、法令第三十三号によって処理されたのであり、株主権の処分については、法令第八十五号には明文があり、その他、custody order 第九（十？ [原文ママ]）号や、interpretation についての米軍政庁の legal opinion を見て載けば分ると思うが、日本人所有株が米軍政庁に帰属し、property custodian が株主となり、株主総会にも出席して、その会社の商法的運営も行う（又は参加する 原文）ことになり、更に

韓国政府に移されて後は、韓国国内法として帰属財産処理法が制定され、前述と同じ思想で、政府が株主権を行使した、即ち、政府の統制が加わった訳で、その会社に対し、最初からではないが、中途から、「政府出資」が行われたというアイディアである、その場合、五十%以上の株が帰属された場合は、政府の発言権が強かったが、五十%以下の会社では、それ程でもなく、役員等も政府の思う通りにはならなかった、要するに、一般的に、帰属株式のある会社は、報告を要求され、財産監査を受け、その限りで若干の統制が加えられたが、その他の点は普通の商法で運営されたのである、と述べた。

上田代表は、それらの会社の日本法人としての法人格はそのまま続くものとされているか、と訊ね、

洪代表は、その通りであって、債務も継承されている、即ち、プラスもマイナスも、その法人のものである、と答えた。

上田代表は、法律問題になるが、米軍が占領した後も日本法人は日本法人として存続していた、と考えられるか、と訊ね、

洪代表は、終戦前は、法域が異っていたので、朝鮮民事令で日本商法を移用し、台湾等と同様に政令に基く法人として扱われていた、即ち、「日本法人」というよりも、朝鮮民事令という政令による法人であった、と答えた。

上田代表は、占領中も、政令で、法人格が存続し、従来のものがすべて承継された訳であるか、と訊ね、

洪代表は、ヘーグの陸戦法規で、占領軍はその地の従来の全法律体系を尊重することになっているが、米軍政庁も法令第二十一号で、この趣旨のことを定め、これが韓国法第十八号で継受されたので、民事令が生きていることになる、と答えた。

上田代表は、朝鮮銀行と韓国銀行とは実質上同じであるか、と訊ね、

洪代表は、否、別である、韓国銀行は韓国の特別法によって朝鮮銀行の業務を引継いだ

が、朝鮮銀行は清算中のものとして別に残っている、と答え、

上田代表は、いつ引継がれたか、と訊ね、

林代表が、一九五〇年五月である、と答えた。

上田代表は、韓国銀行が出来る迄は朝鮮銀行がそのまま引継がれて(存続せしめられて原文) いたのか、と訊ね、

洪代表は、そうである、債務も支払っていた、と答えた。

上田代表は、リスト中にも会社が色々あるが、韓国における社会化政策で国有化されたものもあると聞いているが、と訊ね、

洪代表は、法律で特に定めたものは国有化されたが、旧朝鮮郵船(その法人格は別個に残存しているが 原文)が大韓海運公社法によって公社になった例のみであり、従来の会社がそのまま国有にされたものはない。管財局が払下げたときも、帰属株式は売却され、株式が民間のものになって、全く帰属会社でなくなったものもあるが、会社としての法人格は存続しているのである。即ち、株主は変り、途中で政府の統制が少し加わったが、現在では、綺麗な私法人となっている、と述べた。

上田代表は、帰属財産処理法ができる前、軍政庁時代に株式が処分されたこともあったか、また、一九四八 四九年頃はどうかであったか、と訊ね、

洪代表は、処分されたものもあった、と答え、米軍政庁の custodian は立法権も有して、orders を出し、procedures も定め、大韓民国に移る迄管理を続けていたが、韓国憲法の経過規定によって custody orders 等は皆、生きていくことになっている、と述べた。

上田代表は、内地の「財産」[在日朝鮮系財産]とはどういうものかを考えておられるか、と訊ね、

洪代表は、資産・負債の一切を云うのであるが、この項の意味としては、むしろ、法人

格として一切の資産・負債が、その法人のものとなることを認めて欲しいというのである、と述べた。

上田代表は、例えば在外会社令によって、清算して株主に分けたものと、事務管理を行っているものとあるが、清算は認め難いと云われるのか、それとも、管理程度は認めるといわれるのか、いずれを考えておられるか、と訊ね、

洪代表は、informal な話としては、善良な管理をして貰ったものについては報酬を上げなければならないであろうと思うが、この項については、いずれまた討議しよう、と述べた。

服部代表は、別表 A の四以降のものは会社法人と性質が違うと思うが、その帰属の仕方は如何であったか、と訊ね、

洪代表は、これ迄は説明の便宜上、会社のみを述べたが、これらの財団法人については、持分について同様なことが云えるので、(また、合名会社の場合には無限責任が帰属する 原文) すべて同様である、と述べた。

服部代表は、組合の場合は組合員たる権利が帰属するのか、と訊ね、

洪代表は、そうである、「その他の利益」として、すべて含まれる。財団の場合は、財団自体が法人であって、寄附行為をした人が日本人であろうと米国人であろうと、主たる事務所が韓国にあるものは韓国法人である、即ち、寄附者からは独立しているので、例えば朝鮮奨学金財団は [以下約 4 字・不開示] の寄附によるものと思うが、[以下約 4 字・不開示] からは独立した、別個の韓国法人である、従って、財団の場合の方が、会社の場合よりも帰属の仕方が強い、と述べた。

服部代表は、法人の国籍は主たる事務所の所在地によるという考えであるか、と訊ね、

洪代表は主たる事務所の所在地によっても、韓国法人になるし、根拠法によっても韓国法人になる、即ち、根拠は政令であるから、と答えた。

上田代表は、財団の場合は、会社の場合の論理と違うのであるか、と訊ね、

洪代表は、財団の場合は、持分権が100%帰属しているから、会社の場合よりも形式的には更に強く主張できる、例えば「和親」という百貨店があったとすると、その株の100%が韓人所有である場合には、その百貨店が韓人のものであるということには何等の疑もないであろうが、その株の70%が日本人所有であった場合でも、その株が帰属させられて了って、その店は法令三十三号により現在は100%韓人のものとなっている、従って、前の場合と同じことであって、疑が無い筈である、尤も、帰属ということ自体には疑問を持たれるであろうが、と述べた。

上田代表は、共済組合は会社とはニュアンスが異なると思うが、どう考ておられるか、と訊ね、

洪代表は、共済組合も法人であって、組合員から独立している、組合員がこれに対し何等の発言権を持たないのは、株主の場合と同じである、資産は組合のものであり、組合の解散に際し、持分権に基いて組合員に分けられるものがあっても、その持分権が帰属させられているのであるから、組合員は何等の権利もない、と述べた。

上田代表は、共済組合は、相互扶助の觀念の上に立つので、個人的な色彩が強く、政治的・経済的変動に際して解散というようになれば資産分配の問題が第一に出てくるが、と述べたが、

洪代表は、根本的な問題であるから、後に討議をしたいが、その際に、韓国法令等の資料を差上げる、と述べた。

服部代表は、朝鮮総督府共済組合は米軍政府の指令で決算を命ぜられたのであるか、と訊ねたが、

洪代表及び林代表は、参考資料を見られたい、この問題も後に討議しよう、と述べた。

服部代表が所謂維持財団として、これに代るものが出来ているか、と訊ねたが、

洪代表は、確答を避けた。

大野代表は、ヴェスティング・デクリーによって処理された財産に関する evidences について前回は質問したとき、韓国側は、米軍政府から受理したものは proceeds のみであり、その額はいずれ適当な時に示すという答弁をされたが、米韓協定第五条には、balance sheets, operation statements 云々と明白に書いてあり、米軍の仕方は常にこのようであり、管理している財産を授受する際には、これらを添附するのは当然のことであると思うが、韓国側から、これに該当するものを提示して欲しい、と述べて要求したが、

洪代表は、日本側が、それらのものを欲しいと云われる理由が知りたい、と述べ、

大野代表は、わが方にも色々の都合があるから、それらの evidences を欲しいと云うのであるが、只今の説明は先日の説明と違うのではないかと追求し、

洪代表は、日本側が参考にしたいという理由はどこにあるか、と反問し、

大野代表は、何事かを御推察になっている様であるが、日本側は色々の考があり、とにかくそれを提示して載きたい、と繰返した。

洪代表は、船舶問題の場合にも日本側では、同様な要求をされ、日本において米軍が財産の処理を行ったと同じ様なことを想像しておられる様であるが、韓国における日本財産の処分の場合はやり方が全く違っていたので、ヴェスティング・デクリーによって、一切の日本財産がヴェストされたことに観念的になっているだけである、だから、目録 (inventories 原文) といっても estimates のみである、と述べた。

上田代表は、朝鮮では戦災もなく、大部分の財産が終戦時にそのまま残っていたと思うが、主要な会社についても、詳細な目録は無かったのか、と訪ね、

洪代表は、米軍軍政の当初は、一つの会社について一人の管財人を選んで管理させ、所長以下が選ばれるまで、その管財人が管理し、

目録も作成・提出せしめられていたが、しかし、それらの目録を纏めて米韓協定に添付したのではなかった、と述べた。

上田代表は、管財人は韓人であったと思うが、管財人から、また所長が決ってから所長から、報告は会社毎に取っておられたのであろうと思う、と訊ね、

洪代表は、そうである、と答えたが、しかし、米韓協定に添付してない、と述べた。

上田代表はその reports によってその間の措置を trace して、いつ、誰が、どう処置したかを知ることが出来ると思うが、また history はあったと思うが、と訊ねたが、

洪代表及び李代表は、誰がやったかはこの場合問題でない、米軍がやったものも、管財人がやったものも、いずれも結局引継がれたのであるから、と述べた。

大野代表は、軍政庁の処置の reports が欲しい、と述べたが、

洪代表は、それが法令第三三号と管財令である、と答え、

大野代表は、個々のものは無いのであるか、扱われているのは財物であるから、厳密でなくてはならない、と述べ、

洪代表は、一部は売り、一部は売っていないうちに、韓国が出来たのである、と述べた。

大野代表は、何をどれだけ売ったかという書類があるであろうが、それがはっきりしないと、米韓協定によって米国は免責されているのであるのに、どの範囲か、ということが分からないではないか、韓国側には分っている筈であると思うが、と述べ、

林代表は、沢山の、個々の会社について措置がとられ、何年に互って行われた、と述べた。

大野代表は、米政府が処分したものは大したものではない、proceeds を一括渡されたといった御説明が前回あったが、我々は、細部の具体的な内容を伺うのである、と述べたが、

洪代表は、それは困る、処置としては、

「売却処分」と「管理」の二つしかなく、個々のものは分らない、例えば住宅などを誰のものを幾らで売ったというようなことか、と述べ、(大野代表が、そうだ、と答えたのに対し、洪代表は、とんでもない、と述べた。)

林代表及び金(泰東)代表は、綿密な仕事をやったわけではないので、大要のみしか分らない、と述べた。

大野代表は、国際法上問題のあるところであるが、米軍から受領した時に、韓国側では、どんなものがあるかを確認されなかったのか、と訊ね、

金代表は、幾らで売却しようと、いずれ韓国側に引継がれたのであるから、同じことである、と述べ、

林代表は、見積りについても批判しなければいけないといわれるのかも知れないが、そのような厳密なものではなかった、と述べ、

洪代表は、方法としては、入札・公売により、縁故者に優先買得が認められた、と述べたが、

大野代表は、技術的なことは構わない、韓国側は内容について確認もせず受取ったのであるか、と訊ね、

洪代表は、日本側は何故にそのような質問をされるのか、と反問し、

大野代表は、何故に質問するかということに対して返事をする必要はないと思う、と述べた。

洪代表は、これは我々の国内行政上の問題であると述べたが、

大野代表は、それは国際問題であって、evidences を提出されるのが当然であり、国内問題であるから何故に知りたいかを問うた上でないと出せないといわれるのは受取れない(承認できない 原文)、先般の御説明と違う、と述べた。

洪代表は、先般の返答は正式のものではない、と述べたが、

大野代表は、我々は財政専門家としてフランクに話合っているのであるから、正式返答

でない等という<sup>カケヒキ</sup>駆引きをされては困る、しかし、韓国側が正式の返答として、evidences は出せないと云われるのであれば、それでもよい、と述べた。

林代表は、請求権問題の解決のためには、evidences を出すことは要らないと思う、と述べ、

大野代表は、それでは、次に進もう、と述べた。

上田代表は、第五項について、国民という語が、法人を含むことを確かめたのち、韓国国民所在（住所 原文）について質問した。

洪代表は、韓国に居る韓人の意味である、と述べたが、更に、被徴用韓人については、在日韓人の分も入る、と附言し、結局、所在（住所 原文）を限定しない、と述べた。

李代表は、また、主として徴用者の場合である、と附言した。

上田代表は、第四項では、韓国側に本店を有し、且つ株の majority を日本人が有していた会社を意味すると云われたが、第五項の場合は如何、と訪ね、

洪代表は、こゝでは形式的に日本に本店を有した日本法人のみである、と答えた。

上田代表は、自然人の場合は、どこに居た者でも日本人なら含まれる意味か、それとも韓国に居た日本人に対しての韓国人の請求であるか、と訊ね、

洪代表は、具体的には、韓国に居た日本人に対する韓国人の請求のことは考えていない、と答えた。

上田代表は、第五項の細目について質問するが、朝鮮銀行は、日本の特別法に基くものであった、と思うが、と述べ、

林代表は、そうである、と述べたが、

李代表は、我々はそういうことは超越して考えている、と述べた。

上田代表は、例えば勤銀等は「日本政府機関社債」というのに入るか、と訊ね、

李代表は、入る、と答えた。

上田代表は、「日本銀行券」というのは、

韓国の手持ちの分のことであるか、と訊ね、

林代表は、一部は、日銀から人が来て、米国人の立会いの上で焼いた、と答えた。

上田代表は、日銀券の流通禁止があったか、三月一日までは等価で鮮銀券と交換したとも聞いているが、と訊ね、

洪代表は、そうである、と答え、且つ、日本では引揚者の持帰り金はどう処置したか、と訊ね、

上田代表は、日本でもそれは或る限度以上抑えた、と答えた。

上田代表は、「貸越金」「立替金」とは何を云うかを訊ね、

李代表は、日鮮両銀行間で即日決済をしていたところ、終戦後は東京から資金が来なくなったのに、鮮銀では支払をやっていた（日本の支配下にあったから 原文）、だから、貸越になっている、と述べ、

洪代表は、八月十五日から九月初めまでの間に、鮮銀券の発行高が三十億円位増加したが、これは不法発行である。しかし我々は、その不法発行がインフレーションという悪い影響を及ぼしたから、それについてどうかして呉れとって要求しているのではなく、支出の原因が不法であったものについて、返還を要求しているのである、と述べ、且つ、日本軍が鮮銀券を入手し、日本に持って帰ったものもある筈であるが、それに対しては支払がなされたか、と訊ねた。

上田代表は、千円迄は支払った、と答え、更に、日銀券等については、実際には、個別的に、当方の資料とつき合せて見れば分る、と述べ、

林代表も、そうである、と述べ、

洪代表は、八月十五日以後の分は韓国側だけでは分らないから、双方が材料を持寄ってつき合せないと、意外な結果になり、不本意である、と述べた。

上田代表は、「甲慰金」は「日本人として」貰いうる分のもを意味するのか、と訊ね、

李代表は「かつての日本人」としてである

かないかは問わない、と答えたが

上田代表は、日本人が貰えるならば、それと同じでよいか、と重ねて訊ね、

洪代表は、日本人がどれだけ貰えるかどうかというようなことに関しても、我々は正式には何も知らないから、日本側で説明して欲しい、と述べ、

上田代表は、要するに日本人と同額でよいか、と質問したところ、

李代表は、同額では困るので、これは交渉の材料にしたい、と述べた。

上田代表は、被徴用者以外の者の給料、例えば、日本軍将校であった韓人の給料も含まれているか、と訊ね、

林代表及び李代表は、あとで話合うことにしたい、と答えた。

上田代表は、(軍人の場合等)韓人だから余計に貰うというようなことは考えておられないと思う、と述べたが、

李代表は、それには同意の色を見せなかった。

大野代表が、預託金について質問したが、

林代表は、それについては、SCAP (GHQ) から通知があった、と述べた。

上田代表は「集中決済未済分」とは、どういうことであるか、と訊ね、

李代表は、八月九日附の八月九日以前の分である、と答え、

上田代表が、第四項と関係があるが、と訊ねると、

李代表は、本支店間のことは第四項に入る、と答え、

上田代表が、更に、八月九日以前の分というのは、どういう訳か、と訊ねたに対し、

李代表は、八月九日現在の分である、と訂正し、且つ、本支店間の分は集中決済にかけなかったから、ここでいっているのは、違う金融機関の場合即ち他店間の決済についての未済分ということになる、と答えた。

上田代表は、それを決済したいといわれるが、プラスになるかマイナスになるかは分ら

ない、と述べ、

洪代表は、我々はプラスになると思う、と述べ、且つ、八月九日で切ったものである、と附言し、

李代表も、法的根拠が違うので、区別した、と述べ、

洪代表は、更に、第三項及び第四項と同じ系列のものも入ってくる、と述べ、

上田代表は、個々に当って見ないと分らない、と述べ、更に、朝鮮の方では「送金」することになっている、と述べた。

李代表は、そうである、「後払い」になっている、と述べた。

上田代表は、第五項の「その他の請求権とは、この細目のものを云うのか、と訊ね、

洪代表は、こゝにアイテムに分けたものである、と答えたが、但し、全般について、これ以外にも出すかもしれないということを留保してある、と附言した。

上田代表は第六項について、「その他の証券」とは何を指すか、と訊ね、

洪代表は、主として社債が入る、と答えた。

上田代表は、「日本法人」というのは、前と同じく、日本に本社のある法人のことか、と訊ね、

洪代表は、そうである、と答え、更に、はっきり云うと、自然人(韓人)が日銀券を持っていた場合は、当然で、問題がないが、韓国銀行が持っていた分、例えば殖産銀行株なども、確認して貰いたい、日本では、これらがおかしい取扱を受けているらしいが、株式が再発行されているなどということは理解できない、また、自然人の場合も、当然ではあるが、株式会社が解散になったりしたものもあり、利益配当を受取っていないこともあるからである、と述べた。

上田代表は、その分は積立てである、と述べたが、

洪代表は、それをこの際載きたいというのであって、それについても包括的に日本側で考えるならば(例えば、外国人の持っていた

株式に関する措置) 在日韓人にもそのようにしてほしい、それも法的に認めるには問題があると思うが、日本側で考えてほしい。(例、再建会社)、こゝには抽象的に書いてあるが、内容は以上のようなことである、と述べた。

大野代表は、これは主として在日韓人のことであるか、と訊ね、

洪代表は、在日韓人の権利については、国籍処遇の委員会で討議されているが、在韓々人の分も、これで含めようというのである、と述べた。

上田代表は、当方の参考資料を御覧になれば御分りと思うが、当方の措置は公正である、と述べた。

洪代表は、しかし、それは国内的なものにすぎないから、それを法的に認めてほしいのである、と述べた。

林代表は、株式の再発行の場合は新株券を載く、と述べた。

上田代表は、第七項について、この問題は、前の各項が解決されれば片附くと思うが、どういうことを考えておられるか、と訊ね、

洪代表は、終戦後に、管理してあれば結構である、例えば朝鮮銀行の東京支店の建物を貸している場合等は、賃貸料を載く、と述べた。

李代表は、この項は文字通りに解釈して貰えばよい、と述べた。

重光 [晶] 代表は、第八項は、六ヶ月というように具体的に書いてあるが、どういうことを考えておられるか、と訊ね、

洪代表は、なるべく早く、という気持であって、六ヶ月というのは桑港条約(第十五条)から思いついたのである、と答え、

林代表も互譲の精神で早く処理しようというのである、と述べた。

重光代表は、返還又は決済には政府間のものも個人間のものもあるが、個人間のものも六ヶ月の期限内という積りであるか、と訊ね、

洪代表は、なるべく早く片附けるために期限を切っておきたいのである、と答えた。

上田代表は、時効の問題等も措置しなければならない、と述べ、

洪代表は、それに、契約中の pending のものも、こゝに書いてはないが、考えられる。要するに、なるべく早く済ませて了いたいというので、六ヶ月というのはその気持である、と答えた。

大野代表は、各委員からの質問が、もう無いようである、と述べ、ついで、日本側は、これで、韓国側の提案が全部出されたものと解する、また、常識の問題であるから特に留保したりはしないが、これからも時々質問を行うこともあろうが、日本側からの、韓国側提案に対する形式的・字句的質疑は以上で打切る。我々は、韓国側提案の字面について質問を行ったので、実体的問題に入っていない、と述べ、更に語をついで、出来れば次回会議に日本側の考えなり案なりを提示したいが、そのため、諸般の準備もあるので、この観点から次回の日取りをお計りしたい、と云って、洪代表と打合せたのち、三月六日(木)午後二時から、四一九号室において、開催されることに決った。なお、

林代表から、材料も提出されるのか、という質問があり、

大野代表は、日本側の考え又は提案を行いたい、と答え、

林代表は、韓国側から質問を行いたい、と述べ、

大野代表は、喜んで、できる限り回答する、と答えた。

以上

## 資料 2

「請求権についての若干の法律問題」1952年<sup>10</sup>

## 目次

- 一、桑港条約第四条において特別取極の主題となる財産、請求権の時期的、人的、物的の範囲  
.....P 1 P 7 [原文書頁数、以下同]
- 二、第四条 (b) 項の解釈  
.....P 8 P 17 (附属)
- 三、在外本店会社の在日財産の帰属  
.....P 20 P 29
- 四、国内補償問題.....P 30 P 36

一、桑港条約第四条において特別取極の主題となる財産請求権の時期的、人的、物的の範囲 [原稿用紙 140 字分、及び原文書で 6 頁分不開示]

## 二、第四条 (b) 項の解釈

桑港条約第四条 (b) 項は、分離地域に於ける「合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力」を日本が承認することを定めており、同条 (a) 項の特別取極に当っては、この (b) 項の規定を留保するものとされている。(a) 項の特別取極の行われる地域 (第二条) で、米軍政府の存在したのは、南朝鮮と南洋委任統治地域であるが、とくに朝鮮においてはこの地域の施政当局が [一九四八年以後は] 米国以外の当局であるためにこの問題は複雑となっている。

南朝鮮においては、一九四五年十二月六日付軍令第三十三号によって、同地域にある日本財産はすべて米軍政府に帰属し所有される (..... vested in ....., and owned by .....) こととなり、これ等の財産は更に一九四八年九月十一日の米韓協定によって大韓民国財産に移転された。

この軍令第三十三号による日本資産の処理及び米韓協定による移転の効力については、

従来の日韓会談においては両国の見解が激しく対立した。

日本側は、「ヘーグの陸戦法規によれば、占領軍は私有財産の没収を行い得ないことになっているので、占領軍たる在鮮米軍政府の行った前記の軍令第三十三号による処理は、没収的效果を有しない。単なる敵産管理処分以外ならない。

従って、日本は、これら財産に対する返還請求権を保有するが、ただし日本は桑港条約第四条 (b) 項によって米軍政府による処理の効力を承認しているので、米軍によってこれら財産が売却されあるいは負担を課せられている場合には、その行為の効果は覆すことを得ない。しかし、売得代金及び負担に対する代償等については、依然として返還請求権を有するものである。以上の敵産管理権は、米軍が占領軍たる資格において有するものであって、占領軍たる資格を有しない [現在の施設当局である] 韓国は、右の権利を享有することはできない。従って、米韓協定による移転は、単なる管理の移転であって、韓国に対して敵産管理処分をなし得る地位の承継を許すものでなく、韓国によるこれ等財産の処分は不法である。」との趣旨を主張した。

これに対し韓国側は、「最近の国際法の趨勢に照らし私有財産権は不可侵ではない。軍令第三十三号、桑港条約第四号 (b) 項の規定は、桑港条約第十四条、第十五条及び第十六条等の規定と対応して、日本の在外財産に対する広汎な非日本化措置の一環をなすものであって、軍令第三十三号は没収的效果を有する。[改行] この措置に桑港条約第十四条の如き除外例の認められていないのは、朝鮮人民の奴隷的地位に着目した結果であって、解放国は戦勝国に優先するとの考えに出るものである。従って第四条 (a) の特別取極においては日本側は何等の権利をも有せず、朝鮮側の一方的な権利のみが主題とされるのである。」との主張をした。

右法理論についての両国主張の対立に対し

米国の見解は、一九五二年四月二十九日付の梁駐米大使あて米国国務省書簡によれば「日本の在鮮財産は divest されたのであって、日本は最早やこれに対する請求権を有しない。[改行] しかし両国間の取極においては右の事実をも考慮に入れるべきである。」との趣旨でほゞ韓国側の主張に同調している。

以上の如く桑港条約第四条 (b) 項の効力については二つの意見が真正面から対立しているが、私見としては、正直にみて日本側の主張は少しく牽強附会の感がある。米側に陸戦法規違反の事実があったとしても、日本は桑港条約においてこれを追認して合法化したものと解するのが自然と考えられる。(西村条約局長の見解はこの線に近かった由であり、国際法学会に於ける討議に際し山下 [康雄] 教授意見に対し横田 [喜三郎] 教授は日本に、対韓請求権がないとの見解を洩らされた)

なお、米国に対する免責の根拠を、桑港条約第十九条 (a) 項に求めようとする主張があるが、これには若干疑問がある。実際問題としても、若しこの説を妥当なものとするれば、日台間の請求権問題において、台湾における中国政府の措置を否認する根拠に苦しむことになる。第四条は、第十九条に対する関係に於ては特別規定たるの関係に立ち、そのみで効果が完成したものと解することが自然でありと思われる。なお、桑港条約第十九条 (a) で日本が放棄している請求権は、直接戦争の遂行に関係のある行為に基く請求権のみで、軍事占領地の終戦後の敵産管理等に対する請求権を含まないとの説も成立し得ないわけではないと思われる。

(注 原文) 桑港条約第四条 (b) 項の挿入の経緯については、この規定はもとダレス草案には無かったもので、韓国側の運動により一九五一年夏頃に新しく挿入されたものであるとの由である。これによれば、米国は免責規定としては第十九条 (a) 項で充分であると考えていたものと思われるが、しかし既に第四条 (b) 項が存在する以上、この規

定が優先するものと解することが当然であろう。

平和条約第四条 (b) 項と在朝鮮旧日本財産との関係 [「原説」と書き入れあり、また「原」の署名をあり]

一九四五年十二月六日の在鮮米軍司令部軍政府命令第三三号に基いて米軍に接收され、清算その他処分が行われた後、韓国に引き渡された日本財産に対して、わが国は依然法理上所有権又は請求権を有し、従って、平和条約第四条 (a) (特別取極) の対象とせしめることができるというわが方の見解に対しては、当然韓国側より右を否定する議論が提起されるものと思われる。

この問題は、日韓請求権処理会談の前提をなすものともいうことができるが、わが方の見解がやや楽観に過ぎこのままでは理論的普遍性を欠くと思われる点もあるので、わが方の見解の理論的基礎となっている名古屋大学山下 [康雄] 教授の見解に対し、あえて若干のオブザベーションを加えてみたい。

1、山下教授は、「前記命令第三三号は、敵産管理令にほかならず、敵産の所有権は敵産管理人に帰属 (Vest) するが、敵産管理人は「普通法上の受託者」として敵産を管理するものであって、敵産が売却されても売却代金の最終的所有者は依然として敵 (日本) 国民である。平和条約第四条 (b) は、日本国に対しても、米軍による日本資産の処理 (例えば競売) の効力を承認させたものであって、日本資産に関する日本国民の請求権 (例えば売得金に対する) を放棄させたものではない」(法律時報一九五一年九月号) との趣旨を述べていられる。

これを、やや詳細に書き直すと教授の論じられるところは、まず前記命令第三十三号は「敵産管理令にほかならない」ということを前提として、

(一) 敵産管理令 (= 命令第三十三号) による帰属 (Vesting) とは、最終的所有権の移転を意味する語でない。

(二) 敵産管理人 (= 在韓米軍) は「普通法上の受託者」として敵産を管理するもので、敵人 (= 日本) と管理人とはそれぞれ委託者と受託者の地位に立つ。

(三) 信託財産は受託者名義となっているが実質的には委託者 (= 日本) の財産である。委託者は補償ないし返還請求権を有する。との理論構成に立ち、よって「韓国における日本財産の Vesting は没収ではなく」、平和条約第四条 (b) の規定にかかわらず「残存の資産又は売却代金についての日本国民の請求権は、やはり第四条 a (特別取極) の対象となりうる」と結論されるものと解して差し支えないであろう。(条 [約局]、法規課資料「平和条約第四条について」参照)

2、この命令第三十三号が、敵産管理令であるという前提は、教授の理論を結論に至るまで貫くものであり、教授は「敵産管理令」の典型として米国対敵取引法を解明し、右取引法が敵産の没収法規でないことを立証することによって、命令第三十三号も同様日本財産を没収するものではないと推論してられる。

他方、この小論は、教授と同様の前提に立ちながら、敵産管理令が敵産の没収法規であることを立証することによって、命令第三十三号が日本財産を没収するものであることを推論しようと試みるものである。従ってこの小論は、命令第三十三号が敵産管理令であるという前提を無条件で受け入れ、且つ教授と同様、米国対敵取引法に従って論議を進める。

これは、万一……不幸にして……この小論によって、教授の論点に幾分の疑義がはさまれるとすれば、その前提そのものを再検討し、必ずや韓国側で提出するであろう没収論に対抗しうる理論を立ち直す必要があることを意味する。

3、まず、敵産管理令 (= 命令第三十三号) による帰属とは最終的所有権の移転を意味しない。との主張には、次の理由で承服することができないように思われる。

(1) 第一に Vest の意義として、

増島博士の英法辞典によれば、「Vested」とは、「権利が無条件且つ絶対的に或人に帰属した形容語」Ballentine : Law Dictionary (1933) によれば、「Vest」とは「to give an immediate fixed right of present or future enjoyment」、「Vesting order」とは、「An order or decree of a court of equity transferring title to land」とされている。

右よりすれば、Vest とは、語自体において、単に管理権ないし占有権の付与又は移転を意味するものとは思われず、所有権、占有権等一切の物権を含む権原 (title) 移転の効力を生ぜしめるものと見る方が適當のようである。

現に、米国対敵取引法第三十九条 (一九四八年) には、「No property of ……Japan…… vested in or transferred to any officer of the government shall be returned to former owners thereof……」というきていがある。語句自体から見て、若し管理権だけを移転しているものとすれば return の代わりに例えば release とし、また former という形容詞を除くのが正当であろう。

その他英法上、信託並びに遺産管理の場合にも「Vest」の語が用いられるが (信託財産は信託行為により受託者に Vest され、又被相続人の遺産裁判所の命令に基き遺産管理人 (administrator) に Vest される。)、いずれも原権利者に当該権利の保有を認める観念ではない (わが国法上も同様、例えば信託法第一条参照)。

(2) 次に命令第三十三号の語句中には明らかに所有権の移転を示す語が見られる。

The title to all (property) is hereby vested in the military Government of Korea …… , and all such property is owned by

the Military Government of Korea.

「be owned」という語は、所有権の所在を示すものであって、管理権占有権等を示す場合には「be maintained」「be held」等と用いるのが英法上普通であろう。しかし、この命令のみでなく、その後のいかなる文書にも、右「所有」された財産が原所有者に返還される旨の規定はない。

以上よりすれば、敵産管理令（命令第三十三号）の帰属の概念が所有権の最終的移転ではなく、委託ないし実質的に管理権の移転であるという主張にはやや無理があるものと思われる。

4、もっとも右の反論に対しては、その見方が極めて単純皮相であり、教授のいわれるところの最終的所有権の移転とは legal ownership は移転するが ownership in equity は変わらないとの主張であることを見落している、との非難が生じよう。しかしながら、この主張も承服し難い。進んで教授の主張の第二点である敵産管理人が「普通法上の受託者」としての地位に立つとの理論を吟味しなければならぬ。

(1) 山下教授の「普通法上の受託者」という米国対敵取引法第五条よりの引用は、やや断片的で、完全には、「The Alien Property Custodian shall be vested with all of the powers of a common-law trustee in respect of all property.....」であり、これは何ら管理人のステータスを規定したものではないように思われる。むしろ、財産の買却、預金、投資その他普通法上の受託者の行使しうる権限と同様のものを完全に行使しうる旨規定したものと見るのが至当である。その権限は、取引法により与えられた大統領の権限に従属し、大統領に代って行政処分（任意による敵産の強権的接收、清算等）を行うことにあるのであって、大統領との関係を除いては、私法上も公法上も、何ら契約の観念の入る余地はない。

(2) なお、一九一七年当時の本法の立法に当たっては、私有財産尊重の原則が徹底していた米国においては、たとえ敵産の帰属を規定するものであろうと本法が右原則及びヘーグ陸戦法規の原則を破るものとの論議が[米国]議会で行われ、これに対して[米国]政府側は、敵産管理は没収(Confiscation)ではなくむしろ、敵人から受託する信託関係に類するものだとの趣旨の答弁を与えている。(前掲「第四条について、」下、十七頁参照)

この議事録は、教授の理論に多くの示唆を与えたものと思われるが、この点に関しては、第二次大戦後における右対敵取引法の改正によって、全くくつがえされているのではあるまいか。すでに、一九四二年頃から敵国人の財産は原所有者に返還することなく没収せよとの論議が議会で行われていた(外国人財産局年報中に右経緯につき記載があった由であるが、目下調査中)が、戦後の諸改正中、特に、一九四八年八月八日の改正は、右取引法に第三十九条(一部前出、日本人及びドイツ人の接收財産は前所有者に返還することなく、戦時補償基金.....War Claims Fund.....に繰り入れ、合衆国市民である戦争被害者の救恤にあてる。なおこの措置に対し.....and the United States shall not pay compensation for any such property or interest therein)を追加することによって、右の議会における論議を法文化した。

これは、前大戦において一応連合国において確立されたが、(ヴェルサイユ条約第二九七条(b)号第二項参照)、實際上、米国においては極めて寛大に扱われた敵産処理方針をストリクトな方面に改正したものと思われる。

なお、仮りに信託関係に擬する場合も、改正後の本法の context に従えば、敵国人は委託者でも受託者でもなく、委託者は合衆国(大統領)、受益者も合衆国(従って命令第三十三号の場合は、委託者は連合国総司令官、受益者は韓国)と考える方が適當のように思

われる。

5、すでに敵産管理を信託関係に擬することが、無理であるとすれば（しかも仮りに信託関係に擬した場合も敵人を委託者と見ることが無理であるとすれば）、米国対敵取引法第三十九条の趣旨にも照らし、敵人が補償ないし返還請求権を有すると見ることは困難でむしろ、没収（公権力により無償で物の所有権を剥奪する行為）と考えた方が自然のようである。

もっとも、前項同様、戦後の改正（一九四六年三月八日及び同年八月八日）で、米国対敵取引法中に、今次大戦における財産の被接收者に対する返還規定が設けられた（第三十二条）。しかしながら、これは財産を接收された原所有者に、私法上も公法上も、何ら当然の請求権を認めたものとは考えられない。

むしろ、例外的に、大統領に対し、その任意により inequitably に財産を接收されたものを救済し、又は、特定者に合衆国の恩恵を与える意味において接收財産を返還する権限を与えたものにすぎない。（日独を除く旧枢軸国財産、海外に居住する米市民等の財産が返還された。

The President may return any property... vested in or transferred to the Alien Property Custodian, ....., whenever the President .....shall determine..... 第三十二条参照）。

この場合、接收された財産に対する請求権はすでに潜在的にも存在せず、大統領の権利設定の形式行為によって与えられた場合に限りまたその範囲において発生したものと解するのがむしろ適当であるまいか。

6、もし右の推論に大きな誤りがないとすれば、命令第三十三号は、敵産管理令であるという命題をもって論議を進めることはかなり危険であるといわなければならない。

敵産管理令そのものについて国際法違反であるという議論は相当強力に主張され得る。

しかしながら、これを論議することが実益のないことは、平和条約（第十四条（2））を承認した今日あえていうまでもない。

### 三、在外本店会社の在日財産の帰属

この問題は、前記一の（二）に述べた法人の国籍決定に関する問題の一分化であるが、実際問題としては朝鮮銀行等閉鎖機関及び昭和二十四年政令第二九一号にいう在外会社の在日財産処分に關連して、一つの大きな争点をなしている。

法人の国籍決定について [35 字分・不開示] この考え方の背景をなすものは、法人とは法域の変更の有無（日本法から韓国法へ）の、如何に拘らず、同一人格として存在する一つの実体であるという思想と、法人の財産はすべて究極的には、個人の持分に帰着する。

従って法人の国籍がいかに変わるとも、個人の持分さえ保護されておれば、国際間のバランスとしては損害はないという思想である。

これを南鮮の場合に当てはめて考えれば、在鮮本店の会社は、特別取極上は日本の国民ではなく、朝鮮の住民である。従って日鮮間のバランスシートを作る場合には、これらの会社の在日財産は、韓国側財産の欄に計上されるべきものである。しかしこれらの法人が韓国法人であろうとも、それに対する日本人株主の利益さえ確保されておれば、当該法人の運営及び清算の場合の残余財産は、株主である日本人の手に帰るので、日本側としては何等権利を侵害されたことにはならない。ただし、在鮮本社の会社の株式は、株券及び株主の所在の何処にあるかを問わず、すべて法令第三十三号によって米軍政府に帰属し（株式の所在地は本社の所在地にあると考えられる）、米韓協定によって更に韓国政府の手に渡っているので、桑港条約第四条（b）項を承認している日本としては、直接当該会社に対する持分権を主張し得ないことも予想されるが、その場合も接收された持分権のプロセスは当該会社の企業価値に対して、持分

割合に応じた補償を受け得るので、日本側として経済的に損失はないとしている。

しかし大蔵省のこの考え方には次のような疑問がある。持人のない法人あるいは財団法人等に関する日本人の利益は如何にして保護されるか。旧理事その他社員の運営に関する発言権等の団体組織法上の権利は特別取極によって保護される権利の範囲内に入るものであるか否か。

また、在外本店会社の第三国における財産の処理は如何にするか。例えば、台湾銀行の在インド財産の返還を日本が受け得るか否か。さらに根本的には、法人の国籍が、本店所在地や支配の実体によって決定されるという考え方も疑問である。ヴェルサイユ条約第二九七条や桑港条約第十四条に、管理主義的な考え方が採用あるいは併用されているのは、本来国籍の問題とは無関係に、広汎に敵国財産及び利益を把握しようとの趣旨に出るものと思われる。

従って理論的にも、また実際的な日本の利益という見地よりも、法人の国籍決定は、設立準拠法主義によることが妥当と思われる。この場合、在外会社の在日財産は、日本国民に於ける財産であり、特別取極の対象外であるので、当然日本側において自由に処分し得るわけである。

しかし、この設立準拠主義にも次の如き不便がある。すなわち、この主義によれば、法人に関する限り、旧外地には日本法によらないものは何一つないので、朝鮮人や台湾人のみで構成されていた法人の財産も、日本法人の財産となるので、少くともこの点で不合理である。また終戦前に日本法で成立していた法人が引きつづいて韓国法あるいは中国法の下で営業をしている場合には、旧日本法人と新韓国法人ない至中国法人との間の権利関係の調整には複雑な擬制が必要となる。

なお、この問題に関しては、特別取極上の争点であることの外に、国内問題として、旧閉鎖機関関係者との間で凍結財産解除について

の熾烈な運動がある。従来外務省ではこれに対しては、当事者間に話しが行われない以前に日本側で一方向的にこれを処分することは、条約解釈上の主張はとも角、少くとも穏当でないということと、万一特別取極が相互放棄といった解釈に達する場合に、一般に在外地財産所有者が莫大な損失を蒙る際に、たまたま債務を免れたという理由で閉鎖機関関係者が利益を得る [32 字・不開示] ことには疑問がある等の理由から消極的見解を示して来た。

但し、私見としては、何時までもこの問題を押えて置く法律上の根拠に乏しく、かつ閉鎖機関 [次頁 (200 字分原稿用紙) 不開示]

#### 四、国内補償問題

憲法第二十九条三項は、国が私有財産を公共のために用いる時には正当な補償を行わなければならないことを規定している。問題は、平和条約の特別取極その他国際間の条約、協定によって国が在外私有財産についてその所在国の処分権を認めあるいは在外私有財産を放棄するが如き場合にも、憲法第二十九条に定める補償をしなければならないか否かの点にある。

この問題に対する政府の従来態度は、五三年一月に「在外財産補償獲得期成同盟」よりの質問に対する回答案として大蔵省で作成された文書には、次のように要約されている。(第十二国会の平和条約及び安保条約特別委員会における外務大蔵法務各省の答弁もこの趣旨によっている。)

「日本国憲法は、私有財産の尊重を認め、私有財産を公共のために用いる場合には正当な補償を行うべきを規定している。

しかしながら、在外財産は、在外国の法制によって規律される財産であって、わが国主権の直接及ぶところではない。

したがって、在外財産が当該国によって処分された場合、憲法上の問題として

は、補償の義務を生ずるとは解していない、……」

要するに憲法第二十九条三項は、国内にある財産を日本政府が収用する場合の規定であって、在外財産を外国が処分する場合は適用がないと主張するものである。

この考え方は、ヴェルサイユ条約に基くドイツの収用補償法にも片鱗を現わしている。

すなわち、その第一条に「政府はヴェルサイユ条約……に基いて、いずれかの同盟及び連合国又はその国民に譲渡しなければならぬ物件を国のために収用する権限を与えられる。」第六条「収用は相当な補償の下に行われる。」として国内にある私有財産を収用する場合の補償を定め、第八条において「第八条……は同盟連合政府……又は同盟連合国の国民のために物件の押収又は侵害が行われることを平和条約自体によって明示せられ、または有効と承認せられ、かつ平和条約に基いて同盟連合政府……がこれを行った場合に適用せられる。」として、在外財産に対する補償を国内財産に対する補償と区別しているのがそれである。

しかしながらこの説に対しては、憲法の私有財産尊重の建前より見て、国が何等かの国家目的のために私有財産を使用する場合に、その財産の所在によって取扱いを異にする趣旨とは考えられないとの有力な反対もあ [17 字分・不開示] るものと思われる。

なお、桑港条約第十四条（在連合国財産）第十六条（在中立国財産）による在外財産処理と第四条による特別取極に基く処理（在分離地域財産）とをそれぞれ区別して、外国による強制的処分、日本による自発的提供、平和条約外の取極による処分は、補償問題に関して性質を異にするとの説もある [50 字分・不開示]

但し、憲法第二十九条の定める補償は、「正当」なる補償をもって足りるのであって、必ずしも対価に相当する補償を規定しているものではないと考えられる。従って国民経済

全体の均衡あるいは一般戦争犠牲との公平上の見地から、評価が下されることは必ずしも違憲の措置ではないと思われる。

注

- 1 近年は、賠償問題に関する関心の復活がみられる。北岡伸一「賠償問題の政治力学」北岡伸一・御厨貴編『戦争・復興・発展』東京大学出版会、二〇〇〇年、一六一 - - 一六三頁。
- 2 賠償問題を論じ基本的な研究書としては以下がある。岡野鑑記『日本賠償論』東洋経済新報社、一九五八年。入江啓四郎『国際法上の賠償補償処理』成文堂、一九七四年。また、
- 3 詳細は以下で紹介した。浅野豊美『帝国日本の植民地法制』名古屋大学出版会、二〇〇八年、第六編。本報告は、この拙著がエピローグと位置付けた第六編、戦後編の記述を、他の考察と合わせて本格的な著書として改め、戦後における帝国の解体と東アジア世界の誕生、新たな地域統合模索の試みの全容を、日本人が周辺地域に残した在外財産をめぐる外交交渉、並びに、それと結びつく形で表出された引揚者の感情と記憶、そしてそれらに由来する人間関係を焦点に論じるための準備作業の一環である。
- 4 「一九五一年一月二八日総理に提出した事務当局作成の対処案」（在日連合国財産に関するわが国要望）外務省編『平和条約の締結に関する調書』巖南堂書店、二〇〇二年（以下『平和条約調書』と略す）、第一冊 - 一四一頁（通し頁数）。
- 5 これに対しては、一九五七年一月二二日、かつて小磯国昭朝鮮総督の下で朝鮮総督府政務総監、そして小磯内閣では内閣秘書館長を務めた田中武雄が、全連、即ち「社団法人全国引揚者団体連合会理事長」の資格で、アメリカの國務長官 J.F.ダレスに宛てて請願書を提出している。それは、日本政府の引揚者の私有財産補償義務が講和条約に明記されなかったことを遺憾とした上で、私有財産保護が国

際経済活動の自由に係わるものであることを根拠に、アメリカ政府に在米日本人接收資産の返還を要請するものであった。「三、アメリカへの要請 一九五七年十月二十二日 社団法人引揚者団体全国連合会理事長田中武雄、アメリカ合衆国・ジョン・フォスター・ダレス国務長官殿」前掲、北条秀一、城戸忠愛共著『私有財産論 - 在外財産補償要求運動史』一二七頁。

- 6 「法域」という概念やヒトの法域への所属、属人法という概念については以下の第三編を参照。前掲『帝国日本の植民地法制』。朝鮮総督府の制令に根拠を置いて設立された法人が、朝鮮法域に帰属する法人であった。東洋拓殖会社や朝鮮銀行は法律によって設立されていたが、朝鮮殖産銀行等がその種の法人で、在日支店も有していた。これについては、本稿の資料2中の「三」で扱われているが、誤解も存在していたようである。また、総力戦の最終段階では、朝鮮総督府特別会計から、日本政府は繰入金を増加させていた。
- 7 李元徳『日本の戦後処理外交の一研究 日韓国交正常化交渉（一九五〇 - 一九六五）を中心に』東京大学大学院総合文化研究科国際関係論専攻博士学位論文、二七 - 三〇、四十一 - 四二頁。
- 8 同上、七五頁。
- 9 外務省情報公開資料、開示決定番号 1022、文書番号 1180。本資料は、「日韓会談全面公開を求める会」から外務省に対する情報公開請求を契機として、2008年夏に外務省から公開された。かなりの部分が「不開示」とされているのは、北朝鮮と日本との国交正常化問題が、残されているためである。
- 10 外務省情報公開資料、開示決定 1042 文書番号 1298